

## 民事執行法制の見直しに関する要綱案

### 第1 債務者財産の開示制度の実効性の向上

#### 1 現行の財産開示手続の見直し

##### (1) 財産開示手続の実施要件の見直し

財産開示手続の申立てに必要とされる債務名義の種類（民事執行法第197条第1項柱書き）を見直し、金銭債権についての強制執行の申立てに必要とされる債務名義であれば、いずれの種類債務名義についても、財産開示手続の申立てをすることができるようにするものとする。

##### (2) 手続違背に対する罰則の見直し

開示義務者が、正当な理由なく、執行裁判所の呼出しを受けた財産開示期日に出頭せず、又は宣誓を拒んだ場合や、財産開示期日において宣誓した開示義務者が、正当な理由なく陳述すべき事項について陳述をせず、又は虚偽の陳述をした場合の罰則（民事執行法第206条第1項）を強化するものとする。

#### 2 第三者から債務者財産に関する情報を取得する制度の新設

##### (1) 管轄

債務者の財産に係る情報の取得に関する手続（以下「第三者からの情報取得手続」という。）については、債務者の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所が、この普通裁判籍がないときは情報の提供を命じられるべき者の所在地を管轄する地方裁判所が、執行裁判所として管轄するものとする。

##### (2) 債務者の不動産に係る情報の取得

ア 執行裁判所は、次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当するときは、それぞれ当該(ア)又は(イ)に定める者の申立てにより、法務省令で定める登記所に対し、債務者が所有権の登記名義人である土地又は建物その他これらに準ずるものとして法務省令で定めるものに対する強制執行又は担保権の実行の申立てをするのに必要となる事項として最高裁判所規則で定めるものについて情報の提供をすべき旨を命じなければならないものとする。ただし、(ア)に掲げる場合において、(ア)に規定する執行力のある債務名義の正本に基づく強制執行を開始することができないときは、この限りでないものとする。

(ア) 民事執行法第197条第1項各号のいずれかに該当する場合 執行力のある債務名義の正本を有する金銭債権の債権者

(イ) 民事執行法第197条第2項各号のいずれかに該当する場合 債務者の財産について一般の先取特権を有することを証する文書を提出した債権者

イ 前記アの申立ては、財産開示期日における手続が実施された場合（当該財産開示期日に係る財産開示手続において民事執行法第200条第1項の許可がされたときを除く。）において、当該財産開示期日から3年以内に限り、することができるものとする。

ウ 前記アの申立てを認容する決定がされたときは、当該決定（前記ア(イ)に掲げる場合にあつては、当該決定及び前記ア(イ)に規定する文書の写し）を債務者に送達しなければならないものとする。

エ 前記アの申立てについての裁判に対しては、執行抗告をすることができるものとする。

オ 前記アの申立てを認容する決定は、確定しなければその効力を生じないものとする。

(3) 債務者の給与債権に係る情報の取得

ア 執行裁判所は、民事執行法第197条第1項各号のいずれかに該当するときは、同法第151条の2第1項各号に掲げる義務に係る請求権又は人の生命若しくは身体の侵害による損害賠償請求権について執行力のある債務名義の正本を有する債権者の申立てにより、次の(ア)又は(イ)に掲げる者であつて最高裁判所規則で定めるところにより当該債権者が選択したものに対し、それぞれ当該(ア)又は(イ)に定める事項について情報の提供をすべき旨を命じなければならないものとする。ただし、当該執行力のある債務名義の正本に基づく強制執行を開始することができないときは、この限りでないものとする。

(ア) 市町村（特別区を含む。以下(ア)において同じ。） 債務者が支払を受ける地方税法第317条の2第1項ただし書に規定する給与に係る債権に対する強制執行又は担保権の実行の申立てをするのに必要となる事項として最高裁判所規則で定めるもの（当該市町村が債務者の市町村民税（特別区民税を含む。）に係る事務に関して知り得たものに限る。）

(イ) 日本年金機構，国家公務員共済組合，国家公務員共済組合連合会，地方公務員共済組合，全国市町村職員共済組合連合会又は日本私立学校振興・共済事業団 債務者（厚生年金保険の被保険者であるものに限る。以下(イ)において同じ。）が支払を受ける厚生年金保険法第3条第1項第3号に規定する報酬又は同項第4号に規定する賞与に係る債権に対する強制執行又は担保権の実行の申立てをするのに必要となる事項として最高裁判所規則で定めるもの（情報の提供を命じられた者が債務者の厚生年金保険に係る事務に関して知り得たものに限る。）

イ 前記(2)イからオまでの規定は，前記アの申立て及び当該申立てについての裁判について準用するものとする。

(4) 債務者の預貯金債権等に係る情報の取得

ア 執行裁判所は，民事執行法第197条第1項各号のいずれかに該当するときは，執行力のある債務名義の正本を有する金銭債権の債権者の申立てにより，次の(ア)又は(イ)に掲げる者であって最高裁判所規則で定めるところにより当該債権者が選択したものに対し，それぞれ当該(ア)又は(イ)に定める事項について情報の提供をすべき旨を命じなければならないものとする。ただし，当該執行力のある債務名義の正本に基づく強制執行を開始することができないときは，この限りでないものとする。

(ア) 銀行等（銀行，信用金庫，信用金庫連合会，労働金庫，労働金庫連合会，信用協同組合，信用協同組合連合会，農業協同組合，農業協同組合連合会，漁業協同組合，漁業協同組合連合会，水産加工業協同組合，水産加工業協同組合連合会，農林中央金庫，株式会社商工組合中央金庫又は独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構 債務者の当該銀行等に対する預貯金債権に対する強制執行又は担保権の実行の申立てをするのに必要となる事項として最高裁判所規則で定めるもの

をいう。以下(ア)において同じ。)

- (イ) 振替機関等（社債、株式等の振替に関する法律第2条第5項に規定する振替機関等をいう。以下(イ)において同じ。） 債務者の有する振替社債等（同法第279条に規定する振替社債等であって、当該振替機関等の備える振替口座簿における債務者の口座に記載され、又は記録されたものに限る。）に関する強制執行又は担保権の実行の申立てをするのに必要となる事項として最高裁判所規則で定めるもの

イ 執行裁判所は、民事執行法第197条第2項各号のいずれかに該当するときは、債務者の財産について一般の先取特権を有することを証する文書を提出した債権者の申立てにより、前記ア(ア)又は(イ)に掲げる者であって最高裁判所規則で定めるところにより当該債権者が選択したのものの対し、それぞれ当該(ア)又は(イ)に定める事項について情報の提供をすべき旨を命じなければならないものとする。

ウ 前記ア又はイの申立てを却下する裁判に対しては、執行抗告をすることができるものとする。

(5) 第三者による情報の提供

ア 前記(2)ア、(3)ア又は(4)ア若しくはイの申立てを認容する決定に基づき情報の提供は、執行裁判所に対し、書面で行わなければならないものとする。

イ 前記アの情報の提供がされたときは、執行裁判所は、最高裁判所規則で定めるところにより、申立人に前記アの書面の写しを送付し、かつ、債務者に対し、前記アに規定する決定に基づいてその財産に関する情報の提供がされた旨を通知しなければならないものとする。

(6) 第三者からの情報取得手続に係る事件の記録の閲覧等の制限

ア 前記(2)又は(4)の規定による第三者からの情報取得手続に係る事件の記録中前記(5)アの情報の提供に関する部分についての民事執行法第17条の規定による請求は、次に掲げる者に限り、することができるものとする。

(ア) 申立人

(イ) 債務者に対する金銭債権について執行力のある債務名義の正本を有する債権者

- (ウ) 債務者の財産について一般の先取特権を有することを証する文書を提出した債権者
- (エ) 債務者
- (オ) 当該情報の提供をした者
- イ 前記(3)の規定による第三者からの情報取得手続に係る事件の記録中前記(5)アの情報の提供に関する部分についての民事執行法第17条の規定による請求は、次に掲げる者に限り、することができるものとする。
  - (ア) 申立人
  - (イ) 債務者に対する民事執行法第151条の2第1項各号に掲げる義務に係る請求権又は人の生命若しくは身体の侵害による損害賠償請求権について執行力のある債務名義の正本を有する債権者
  - (ウ) 債務者
  - (エ) 当該情報の提供をした者
- (7) 第三者からの情報取得手続に係る事件に関する情報の目的外利用の制限
  - ア 申立人は、第三者からの情報取得手続において得られた債務者の財産に関する情報を、当該債務者に対する債権をその本旨に従って行使する目的以外の目的のために利用し、又は提供してはならないものとする。
  - イ 前記(6)ア(イ)若しくは(ウ)又はイ(イ)に掲げる者であって、第三者からの情報取得手続に係る事件の記録中の前記(5)アの情報の提供に関する部分の情報を得たものは、当該情報を当該事件の債務者に対する債権をその本旨に従って行使する目的以外の目的のために利用し、又は提供してはならないものとする。
  - ウ 前記ア又はイの規定に違反して、前記ア又はイの情報を目的外に利用し、又は提供した場合について、所要の罰則を設けるものとする。
- (8) 強制執行及び担保権の実行の規定の準用等
  - ア 民事執行法第39条及び第40条の規定は執行力のある債務名義の正本に基づく第三者からの情報取得手続について、同法第42条(第2項を除く。)の規定は第三者からの情報取得手続について、同法第182条及び第183条の規定は一般の先取特権に基づく第三者からの情報取得手続について、それぞれ準用するものとする。

イ 債務者の預貯金債権等に関する情報の提供を命じられた金融機関等（前記(4)ア(7)又は(イ)に掲げる者をいう。）は、執行裁判所に対し、情報の提供に要する費用等を請求することができるものとする。

## 第2 不動産競売における暴力団員の買受け防止の方策

### 1 買受けの申出をしようとする者の陳述

#### (1) 陳述の内容等

不動産の買受けの申出は、次のア又はイのいずれにも該当しない旨を買受けの申出をしようとする者（その者に法定代理人がある場合にあっては当該法定代理人、その者が法人である場合にあってはその代表者）が最高裁判所規則で定めるところにより陳述しなければ、することができないものとする。

ア 買受けの申出をしようとする者（その者が法人である場合にあっては、その役員）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下アにおいて「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

イ 自己の計算において当該買受けの申出をさせようとする者（その者が法人である場合にあっては、その役員）が暴力団員等であること。

(2) (1)の陳述をした者が虚偽の陳述をした場合について、所要の罰則を設けるものとする。

### 2 執行裁判所による警察への調査の囑託

#### (1) 最高価買受申出人について

執行裁判所は、最高価買受申出人（その者が法人である場合にあっては、その役員。以下(1)において同じ。）が暴力団員等に該当するかどうかについて、必要な調査を執行裁判所の所在地を管轄する都道府県警察に囑託しなければならないものとする。ただし、最高価買受申出人が暴力団員等に該当しないと認めるべき事情があるものとして最高裁判所規則で定める場合は、この限りでないものとする。

(2) 自己の計算において最高価買受申出人に買受けの申出をさせた者について

執行裁判所は、自己の計算において最高価買受申出人に買受けの申出をさせた者があると認める場合には、当該買受けの申出をさせた者（その者が法人である場合にあっては、その役員。以下(2)において同

じ。)が暴力団員等に該当するか否かについて、必要な調査を執行裁判所の所在地を管轄する都道府県警察に囑託しなければならないものとする。ただし、買受けの申出をさせた者が暴力団員等に該当しないと認めるべき事情があるものとして最高裁判所規則で定める場合は、この限りでないものとする。

### 3 執行裁判所の判断による暴力団員の買受けの制限

執行裁判所は、次に掲げる事由があると認めるときは、売却不許可決定をしなければならないものとする。

最高価買受申出人又は自己の計算において最高価買受申出人に買受けの申出をさせた者が次のいずれかに該当すること。

- (1) 暴力団員等（買受けの申出がされた時に暴力団員等であった者を含む。）
- (2) 法人でその役員のうち暴力団員等に該当する者があるもの（買受けの申出がされた時にその役員のうち暴力団員等に該当する者があつたものを含む。）

## 第3 子の引渡しの強制執行に関する規律の明確化

### 1 子の引渡しの強制執行

子の引渡しの強制執行は、次の(1)又は(2)に掲げる方法のいずれかにより行うものとする。

- (1) 執行裁判所が決定により執行官に子の引渡しを実施させる方法
- (2) 民事執行法第172条第1項に規定する方法

### 2 子の引渡しの直接的な強制執行

#### (1) 直接的な強制執行と間接強制との関係

前記1(1)に掲げる方法による強制執行の申立ては、次のアからウまでのいずれかに該当するときでなければすることができないものとする。

ア 民事執行法第172条第1項の規定による決定が確定した日から2週間を経過したとき（当該決定において定められた債務を履行すべき一定の期間の経過がこれより後である場合にあっては、その期間を経過したとき）。

イ 前記1(2)に掲げる方法による強制執行を実施しても、債務者が子の監護を解く見込みがあるとは認められないとき。

ウ 子の急迫の危険を防止するため直ちに強制執行をする必要がある

とき。

(2) 債務者の審尋

執行裁判所は、前記1(1)の規定による決定をする場合には、債務者を審尋しなければならないものとする。ただし、子に急迫した危険があるときその他の審尋をすることにより強制執行の目的を達することができない事情があるときは、この限りでないものとする。

(3) 子の引渡しを実施させる決定

執行裁判所は、前記1(1)の規定による決定において、執行官に対し、債務者による子の監護を解くために必要な行為をすべきことを命じなければならないものとする。

(4) 執行裁判所の管轄及び費用前払決定

民事執行法第171条第2項の規定は前記1(1)の執行裁判所について、同条第4項の規定は前記1(1)の規定による決定をする場合について、それぞれ準用するものとする。

(5) 執行抗告

前記(1)の強制執行の申立て又は前記(4)において準用する民事執行法第171条第4項の申立てについての裁判に対しては、執行抗告をすることができるものとする。

3 執行官の権限等

(1) 債務者の占有する場所における権限

執行官は、債務者による子の監護を解くために必要な行為として、債務者に対し説得を行うほか、債務者の住居その他債務者の占有する場所において、次に掲げる行為をすることができるものとする。

ア その場所に立ち入り、子を検索すること。この場合において、必要があるときは、閉鎖した戸を開くため必要な処分をすること。

イ 債権者若しくはその代理人と子を面会させ、又は債権者若しくはその代理人と債務者を面会させること。

ウ その場所に債権者又はその代理人を立ち入らせること。

(2) 債務者の占有する場所以外の場所における権限

執行官は、子の心身に及ぼす影響、当該場所及びその周囲の状況その他の事情を考慮して相当と認めるときは、前記(1)に規定する場所以外の場所においても、債務者による子の監護を解くために必要な行為として、当該場所の占有者の同意を得て又は後記(3)アの規定による許可を受けて、前記(1)アからウまでに掲げる行為をすることができるものとする。



(3) 執行の場所の占有者の同意に代わる許可

ア 許可の要件

執行裁判所は、子の住居が前記(1)に規定する場所以外の場所である場合において、債務者と当該場所の占有者との関係、当該占有者の私生活又は業務に与える影響その他の事情を考慮して相当と認めるときは、債権者の申立てにより、当該占有者の同意に代わる許可をすることができるものとする。

イ 執行官による許可証の提示

執行官は、前記アの規定による許可を受けて前記(1)アからウまでに掲げる行為をするときは、職務の執行に当たり、当該許可を受けたことを証する文書を提示しなければならないものとする。

(4) 債権者等の執行の場所への出頭

ア 前記(1)又は(2)の規定による債務者による子の監護を解くために必要な行為は、債権者が前記(1)又は(2)に規定する場所に出頭した場合に限り、することができるものとし、子が債務者と共にいること（同時存在）を要する旨の規律は設けないものとする。

イ 執行裁判所は、債権者が前記(1)又は(2)に規定する場所に出頭することができない場合であっても、その代理人が債権者に代わって当該場所に出頭することが、当該代理人と子との関係、当該代理人の知識及び経験その他の事情に照らして子の利益の保護のために相当と認めるときは、前記アの規定にかかわらず、債権者の申立てにより、当該代理人が当該場所に出頭した場合においても、前記(1)又は(2)の規定による債務者による子の監護を解くために必要な行為をすることができる旨の決定をすることができるものとする。

ウ 執行裁判所は、いつでも前記イの決定を取り消すことができるものとする。

(5) 執行官による威力の行使等

ア 執行官は、前記(1)又は(2)の規定による子の監護を解くために必要な行為をするに際し抵抗を受けるときは、その抵抗を排除するために、威力を用い、又は警察上の援助を求めることができるものとする。

イ 執行官は、前記アの規定にかかわらず、子に対して威力を用いることはできないものとする。子以外の者に対して威力を用いることが子の心身に有害な影響を及ぼすおそれがある場合においては、当該子以外の者についても、同様とするものとする。

ウ 執行官は、前記(1)又は(2)の規定による債務者による子の監護を解

くために必要な行為をするに際し、債権者又はその代理人に対し、必要な指示をすることができるものとする。

#### 4 子の心身への配慮

執行裁判所及び執行官は、前記1(1)の方法による子の引渡しの強制執行（子の引渡しの直接的な強制執行）の手續において子の引渡しを実現するに当たっては、子の年齢及び発達の程度その他の事情を踏まえ、できる限り、当該強制執行が子の心身に有害な影響を及ぼさないように配慮しなければならないものとする。

### 第4 債権執行事件の終了をめぐる規律の見直し

#### 1 差押債権者が取立権を行使しない場面等における規律

- (1) 差押債権者は、民事執行法第155条第1項の規定により金銭債権を取り立てることができることとなった日（同条第3項又は(1)の規定による届出をした場合にあっては、最後に当該届出をした日。後記(2)において同じ。）から同条第2項の支払を受けることなく2年を経過したときは、同項の支払を受けていない旨を執行裁判所に届け出なければならないものとする。
- (2) 民事執行法第155条第1項の規定により金銭債権を取り立てることができることとなった日から2年を経過した後4週間以内に差押債権者が同条第3項又は前記(1)の規定による届出をしないときは、執行裁判所は、差押命令を取り消すことができるものとする。
- (3) 差押債権者が前記(2)の規定により差押命令を取り消す旨の決定の告知を受けてから1週間の不変期間内に民事執行法第155条第3項の規定による届出（差し押さえられた金銭債権の全部の支払を受けた旨の届出を除く。）又は前記(1)の規定による届出をしたときは、当該決定は、その効力を失うものとする。
- (4) 差押債権者が前記(1)に規定する期間を経過する前に執行裁判所に民事執行法第155条第2項の支払を受けていない旨の届出をしたときは、前記(1)及び(2)の規定の適用については、前記(1)の規定による届出があったものとみなすものとする。

#### 2 その他の場面（債務者への差押命令等の送達未了）における規律

- (1) 執行裁判所は、債務者に対する差押命令の送達をすることができない場合には、差押債権者に対し、相当の期間を定め、その期間内に債務者の住所、居所その他差押命令の送達をすべき場所の申出（民事執

行法第20条において準用する民事訴訟法第110条第1項各号に掲げる場合にあつては、公示送達の申立て。後記(2)において同じ。)をすべきことを命ずることができるものとする。

- (2) 執行裁判所は、前記(1)の申出を命じた場合において、差押債権者が前記(1)の申出をしないときは、差押命令を取り消すことができるものとする。

## 第5 差押禁止債権をめぐる規律の見直し

### 1 取立権の発生時期の見直し

- (1) 差し押さえられた金銭債権が民事執行法第152条第1項各号に掲げる債権又は同条第2項に規定する債権である場合（差押債権者の債権に同法第151条の2第1項各号に掲げる義務に係る金銭債権が含まれているときを除く。）における同法第155条第1項の規定の適用については、同項中「一週間」とあるのは、「四週間」とするものとする。
- (2) 差し押さえられた金銭債権が民事執行法第152条第1項各号に掲げる債権又は同条第2項に規定する債権である場合（差押債権者の債権に同法第151条の2第1項各号に掲げる義務に係る金銭債権が含まれているときを除く。）における同法第159条第5項の規定の適用については、同項中「確定しなければ」とあるのは、「確定し、かつ、債務者に対して差押命令が送達された日から四週間を経過するまでは、」とするものとする。
- (3) 差し押さえられた債権が民事執行法第152条第1項各号に掲げる債権又は同条第2項に規定する債権である場合（差押債権者の債権に同法第151条の2第1項各号に掲げる義務に係る金銭債権が含まれているときを除く。）における同法第161条第4項の規定の適用については、同項中「確定しなければ」とあるのは、「確定し、かつ、債務者に対して差押命令が送達された日から四週間を経過するまでは、」とするものとする。
- (4) 差し押さえられた債権が民事執行法第152条第1項各号に掲げる債権又は同条第2項に規定する債権である場合（差押債権者（数人あるときは、そのうち少なくとも1人以上）の債権に同法第151条の2第1項各号に掲げる義務に係る金銭債権が含まれているときを除く。）には、債務者に対して差押命令が送達された日から4週間を経過するまでは、配当等を実施してはならないものとする。

## 2 手続の教示

裁判所書記官は、差押命令を送達するに際し、債務者に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、民事執行法第153条第1項又は第2項の規定による当該差押命令の取消しの申立てをすることができる旨その他最高裁判所規則で定める事項を教示しなければならないものとする。

## 第6 国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律に基づく国際的な子の返還の強制執行に関する規律の見直し

### 1 間接強制の前置に関する規律の見直し

国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律（以下「ハーグ条約実施法」という。）第136条の規律（間接強制の前置に関する規律）を見直し、子の返還の代替執行の申立ては、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときでなければすることができないものとする。

- (1) 民事執行法第172条第1項の規定による決定が確定した日から2週間を経過したとき（当該決定において定められた債務を履行すべき一定の期間の経過がこれより後である場合にあっては、その期間を経過したとき）。
- (2) 民事執行法第172条第1項に規定する方法による強制執行を実施しても、債務者が常居所地国に子を返還する見込みがあるとは認められないとき。
- (3) 子の急迫の危険を防止するため直ちに子の返還の代替執行をする必要があるとき。

### 2 債務者の審尋に関する規律の見直し

執行裁判所は、民事執行法第171条第3項の規定にかかわらず、子に急迫した危険があるときその他の審尋をすることにより強制執行の目的を達することができない事情があるときは、債務者を審尋しないでハーグ条約実施法第134条第1項の決定（子の返還を実施させる決定）をすることができるものとする。

### 3 子と債務者の同時存在に関する規律の見直し

- (1) ハーグ条約実施法第140条第3項の規律（子と債務者の同時存在に関する規律）を見直し、同法による子の監護を解くために必要な行為は、債権者が執行の場所に出頭した場合に限り、することができるものとする。

- (2) 執行裁判所は、債権者が執行の場所に出頭することができない場合であっても、その代理人が債権者に代わって執行の場所に出頭することが、当該代理人と子との関係、当該代理人の知識及び経験その他の事情に照らして子の利益の保護のために相当と認めるときは、前記(1)の規定にかかわらず、債権者の申立てにより、当該代理人が執行の場所に出頭した場合においても、ハーグ条約実施法による子の監護を解くために必要な行為をすることができる旨の決定をすることができるものとする。
- (3) 執行裁判所は、いつでも前記(2)の決定を取り消すことができるものとする。

#### 4 執行官の権限等に関する規律の見直し

執行官の権限等に関する規律を以下のとおりの内容に見直すものとする。

- (1) 執行官は、債務者による子の監護を解くために必要な行為として、債務者に対し説得を行うほか、債務者の住居その他債務者の占有する場所において、次に掲げる行為をすることができるものとする。
  - ア その場所に立ち入り、子を捜索すること。この場合において、必要があるときは、閉鎖した戸を開くため必要な処分をすること。
  - イ 返還実施者、債権者若しくは前記3(2)に規定する代理人と子を面会させ、又は返還実施者、債権者若しくは前記3(2)に規定する代理人と債務者を面会させること。
  - ウ その場所に返還実施者、債権者又は前記3(2)に規定する代理人を立ち入らせること。
- (2) 執行官は、子の心身に及ぼす影響、当該場所及びその周囲の状況その他の事情を考慮して相当と認めるときは、前記(1)に規定する場所以外の場所においても、債務者による子の監護を解くために必要な行為として、当該場所の占有者の同意を得て又は後記(3)の規定による許可を受けて、前記(1)アからウまでに掲げる行為をすることができるものとする。
- (3) 執行裁判所は、子の住居が前記(1)に規定する場所以外の場所である場合において、債務者と当該場所の占有者との関係、当該占有者の私生活又は業務に与える影響その他の事情を考慮して相当と認めるときは、債権者の申立てにより、当該占有者の同意に代わる許可をすることができるものとする。
- (4) 執行官は、前記(3)の規定による許可を受けてハーグ条約実施法によ

る子の監護を解くために必要な行為をするときは、職務の執行に当たり、当該許可を受けたことを証する文書を提示しなければならないものとする。

#### 5 子の心身への配慮に関する規律の新設

執行裁判所、執行官及び返還実施者は、子の返還の代替執行の手続において子の返還を実現するに当たっては、子の年齢及び発達の程度その他の事情を踏まえ、できる限り、当該強制執行が子の心身に有害な影響を及ぼさないように配慮しなければならないものとする。

#### 第7 その他

その他所要の規定を整備するものとする。